

岡垣サンリーアイ図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人岡垣サンリーアイ文化スポーツ振興財団広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び公告内容に関する基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、岡垣サンリーアイ図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「雑誌スポンサー」とは、広告を掲載する企業、自営業者及び団体等（以下「スポンサー」という。）が申込みをした雑誌の最新号展示カバー（以下「雑誌カバー」という。）に当該スポンサーの広告を掲載し、岡垣サンリーアイ図書館（以下「図書館」という。）が当該雑誌を閲覧に供する制度をいう。

(雑誌の選定)

第3条 スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から広告を掲載する雑誌を選定するものとする。

(広告の範囲等)

第4条 掲載できる広告の範囲等については、要綱第3条の規定及び掲載基準の例による。

(広告の規格)

第5条 掲載する広告の規格及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 雑誌カバーの表面には、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色のスポンサー名を表示したラベルを雑誌カバーの底辺から4センチメートルまでの中央に貼付する。（別紙）
- (2) 雑誌カバーの裏面には、雑誌カバーに収まるサイズで、スポンサーが作成した印刷の広告を掲載できるものとする。
- (3) 希望により、配布用の広告チラシを置く場所を提供する。

(広告掲載の期間等)

第6条 広告を掲載する期間は、1年間（4月1日～翌年3月31日）とする。

2 やむを得ない理由により広告を掲載する期間が1年間に満たない場合は、既に支払い済みの雑誌購入費について月割りでの還付を行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申請者」という。）は、岡垣サンリーアイ図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、掲示する広告を添付し、図書館へ持参または郵送で提出する。

2 広告掲載の申込み期間は、前条に定める広告期間の前年度の3月1日～31日とする。ただし、申込み期間終了後に申込みがあった場合は、広告掲載の残存期間及び広告を

掲載するために必要な準備期間等を考慮した上で受付の可否を決定するものとする。

- 3 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早いものを優先する。
(スポンサー及び広告内容の審査)

第8条 前条の申込みがあったときは、図書館は、スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定する。

- 2 スポンサーは正当な理由がない限り、図書館が指示する広告内容の修正・削除等に応じなければならない。
(スポンサーの決定)

第9条 図書館は、前条により広告掲載の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、スポンサーに決定したときは、図書館と覚書を締結するものとする。
(広告内容の変更)

第10条 スポンサーは、年度内に2回まで広告内容の変更をできるものとし、変更の1ヶ月前までに図書館へ申し出なければならない。

- 2 図書館は、前項の規定に基づく申出があったときは、当該申出の内容を審査の上、広告内容を変更するものとする。
(広告掲載の責務)

第11条 スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。
(支払方法)

第12条 広告を掲載する雑誌の購入費用は、スポンサーの全額負担とする。

- 2 スポンサーは、雑誌購入費を図書館へ支払うものとする。
(1) 雑誌の購入費用は、4月1日～30日に一括払いするものとする。ただし、申込み期間終了後に申込みがあった場合は、広告掲載の残存期間及び広告を掲載するために必要な準備期間等を考慮した上で支払いの期限を決定するものとする。
(2) 振込み手数料その他支払いに必要な経費は、スポンサーの負担とする。
(雑誌が休刊又は廃刊した場合の措置)

第13条 スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、既に支払い済みの雑誌購入費について月割りでの還付を行うものとする。
(雑誌の所有権)

第14条 この制度により広告が掲載された雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。
(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。